

福島町教育大綱

平成27年12月策定

前 文

福島町の教育は、これまで、昭和57年に制定した「福島町教育目標」を基本として進められ、地域社会の発展に寄与する多くの人材を社会に排出するとともに、生涯学習社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

近年、社会構造の変化に伴い、教育に関する基本法令等が大きく変化するなかで、特に子どもたちの成長や健全な育成に向けた教育の充実・発展や新しい仕組みづくりが求められています。

町村合併から60周年を迎えるにあたり、町民の教育に寄せる思いや期待は大きく、子どもたちの豊かな心の成長や学力・体力の向上をはじめとして、小中学校のあり方、道立高等学校の存続問題、社会教育や教育行政の充実など、町を支える基盤となる「ひとづくり」のため、教育環境のさらなる充実等が求められています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3による「大綱の策定」にあたり、国の「第2期教育振興基本計画」における基本的な方針を参照し、当町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものです。

対象とする期間

この大綱が対象とする期間は、平成28年度から概ね4年間とし、必要に応じて改訂するものとします。

第1 基本理念

- 一 郷土福島の発展を担う、自主的で創造性に優れた人を育む
- 一 知性を磨き、行動力のある合理的で科学性に富んだ人を育む
- 一 郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む

第2 基本目標の柱

- 一 生活リズムを見直して 望ましい生活習慣の確立
- 一 生きる力の基盤を育てる 就学前の教育環境の充実
- 一 豊かな心 確かな学力 健やかな体を育てる学校教育の充実
- 一 健康で潤いをもち 豊かな人間性を希求する社会教育の充実
- 一 開かれた教育行政と 教育を創造するための改善改革

第3 施 策

1 望ましい生活習慣の確立

子どもたちにとっては、日常の基本的な生活習慣を見直すことにより、より健やかな成長や発達が促進されると考えられます。家庭と地域や行政、学校が共に子どもたちを育てる視点に立ち、日々の生活習慣の中で、現在特に課題とされている点について意識を高め、共に考え方啓発活動を進めます。

(1) 生活リズムの確立のための習慣づけ

子どもたちの生活を安定させるため、「早寝・早起き・朝ごはん」などの合言葉のように、あるべき生活習慣のリズムを整える工夫を進めます。アンケート調査や模範を示し意識付けを図ります。

(2) ゲームやスマートフォン等

学校では、児童会や生徒会が自主的にゲームやスマートフォン等についての約束の取り決めを推進します。

子どもたちが学校外でゲームやスマートフォン等を使用する場合は、その望ましいあり方について、家庭内で保護者と子どもが約

束できるよう、情報提供と啓発活動を進めます。

(3) 家庭での学習や読書

家庭での学習方法や読書について、学校だけではなく地域全体で捉え、皆で啓発を進める工夫を図ります。

2 就学前の教育環境充実

加速度的な少子化や核家族化等により、幼児を取り巻く環境は大きく変化し成長への影響が懸念されます。人間関係を創りあげ社会性を確保し小学校へ入学するための適応に課題があるという指摘もあります。

家庭・地域・幼稚園・認定こども園及び小学校と行政が連携し、子どもたちの発達に応じた活動を促し、幼少時から就学前の時点において、小学校への円滑な移行を進める教育環境の充実を図ります。

(1) 就学前児童の小学校への順応対策等

小学校では、就学前児童の小学校への順応を図るため、1日入学や運動会等での参加を促すとともに、幼稚園・認定こども園及び小学校は相互に連携や交流を進めます。

また、保護者同士の交流を進める機会を設けます。

(2) 基礎的生活習慣の確立

小学校生活に早く馴染ませ、人間関係を円滑に進めるため、幼児期のうちに基本的な生活習慣の確立や、コミュニケーション能力の醸成を進めます。

(3) 地域人材の活用

幼児教育の経験者や地域の高齢者等、地域の人材を活かして世代間交流等を推進します。

3 学校教育の充実

家庭・地域・学校、そして、行政が連携し「豊かな心」「確かな学力」「健やかな身体」を育み、自己実現を目指して努力する子どもの育成を図ります。子ども一人ひとりの成長を促しながら「地域全体で育てる」という意識を持って学校教育を推進します。

また、小中学校のあり方については、地域及び保護者との綿密な連携の中でその実情を勘案し、考え方を共有しながら教育環境の向上を目指します。

(1) 豊かな心の育成

道徳の授業公開の促進や、地域人材を活用した道徳授業を推進します。また、読書活動の啓発に努めるほか、いじめのない学校づくりのための取り組みの充実に努めます。

(2) 確かな学力の育成

基礎的基本的学力の知識や技能の定着を図ります。また、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

学習意欲の喚起を図り、家庭学習との連携した学習スタイルを確立します。

(3) 健やかな身体の育成

基本的な運動の推進を図り、体力の向上に努めるほか、健康安全教育の推進を図ります。

学校給食を通した食育の推進を図ります。

(4) 学校間の連携

小・小連携、小・中連携、中・高連携の学校間や校種を超えた連携や交流を図り、上級学校への円滑な移行を図ります。

学校間交流による授業研究等を行い授業の改善充実を図ります。

(5) 開かれた学校づくり

地域や保護者の方への学校公開日を設定し、学習活動等をより広く公開します。外部講師や地域人材の活用及び公開授業を充実いたします。キャリア教育充実のため地域との連携を推進します。

(6) 地域との連携

地域住民や保護者の負託に応えるため、学校関係者評価・保護者

アンケートの充実を図ります。学校評議員会やPTAとの綿密な関係を構築します。

また、地域を学習の場として捉え、地域住民の協力のもと、共に子どもを育てる、よりよい教育環境の整備に努めます。

(7) 教育環境の整備・充実

学校施設の整備・充実を推進します。教具・施設・設備をICT化に向け時代の要請に即したものに整備していきます。

TT教員、ALTや支援を必要とする子どもへの学習支援員を確保し、充実した教育の推進を図ります。

4 社会教育の充実

現代社会においては、各個人の価値観の多様化や生活スタイルの変化が見られます。また、物の豊かさと共に、心の豊かさが求められる時代になりました。

福島町の素晴らしい文化や自然の中での、町民一人ひとりの生涯を通じた学習活動の推進や充実に努めます。

なお、社会教育分野については、第6次福島町社会教育中期計画を基軸として推進いたします。

(1) 生涯学習推進の充実

生涯学習を通じ人づくり・町づくりを目指します。町民の方々の知識や技能を活かした社会参加や地域づくりの充実を図ります。

子どもたちと町民がともに参加し、地域全体が生き生きとした活動につながるよう、機会の提供に努めます。

(2) 文化財の伝承と保存管理

松前神楽をはじめとする無形文化財の保存・伝承に努めます。また、有形文化財や遺跡から発掘された出土文化財等の保存管理に努めます。

(3) 町民の学習環境の整備と機会の提供

学習施設や図書館の整備充実、総合体育館や町民プール、パークゴルフ場の運営管理の中で、より町民の方々の学習や運動への参加を増やすため学習・運動機会の提供に努めます。

5 教育行政の推進

時代に対応した教育行政の推進を図ります。

全ての町民がそれぞれの立場で教育に携わる中で、町全体としての教育力を向上させるよう改善改革に努めます。

(1) 指導体制の充実

生涯学習の視点から学校教育・社会教育の推進を図ります。そのための組織の在り方を常に考え指導体制の改善改革を図ります。

(2) 各種支援制度の充実

子どもの夢の実現に繋がる奨学金制度や福島商業高校生への補助支援制度、各種検定への補助などの充実拡充を図ります。

特に福島商業高校の存続のため、公務員試験対策講座をはじめとする町独自対策等による魅力づくりを継続するとともに、町外からの入学者確保のための対策を強化します。

(3) 人材育成等

優れた教育実践地域への視察研修や英語ジュニアキャンプへの積極的な参加及び友好市町等との交流など人的育成を推進します。